

玉村町犯罪被害者等日常生活支援助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、玉村町犯罪被害者等支援条例（令和6年玉村町条例第9号）第9条の規定により、犯罪被害者等が犯罪行為により受けた被害に係る日常生活の支援を図るため、犯罪被害者等に対する日常生活支援助成金（以下「助成金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為により死亡すること、又は重傷病（負傷又は疾病であって、その療養に要する期間が1箇月以上であると医師により診断されたものをいう。以下同じ。）を受けることをいう。ただし、警察が被害届を受理するなど犯罪被害を認定した場合に限る。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を被った者であって、当該犯罪被害を被ったときに町内に住所を有する者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族若しくは家族であって、当該犯罪被害者が犯罪被害を被ったときに町内に住所を有する者をいう。

(助成金の支給)

第3条 町長は、犯罪被害者等に対して、助成金を支給することができる。

- 2 前項の助成金の種類、対象経費、支給額等は、次の表のとおりとする。ただし、他の地方公共団体から助成金と同種の金銭給付を受けた場合には、当該金銭給付の価額の限度において、助成金を支給しないことができる。

種類	対象経費	支給額
----	------	-----

弁護士等相談・ 依頼支援	犯罪被害者等が犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士等に相談する場合に要する費用。1事件につき1回を限度とする。	対象経費の2分の1以内とし、1回当たり5,000円を限度とする。
	犯罪被害者等が犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士等に支援を依頼する場合に契約に基づき支払う着手金。1事件につき1回を限度とする。	対象経費の2分の1以内とし、1回当たり15万円を限度とする。
一時保育支援	犯罪行為を受けたことにより、扶養する就学前の子の家庭での保育が困難となった犯罪被害者等が、一時的な預かり保育を利用する場合に要する費用。1事件につき20回を限度とする。	対象経費の10分の10以内とし、子ども1人につき1日1回当たり3,000円を限度とする。
転居・住宅復旧 支援	<p>犯罪行為を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等（当該住居に居住し続けることにより精神的不調を来たすおそれや二次被害を受けるおそれがあるもの又は従前の住居が犯罪行為により滅失し若しくは著しく損壊したものに限る。）が、転居又は住居を復旧するために要する費用のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1) 引越に係る運送費用</p> <p>(2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料及び日割り家賃</p> <p>(3) 犯罪発生前の状態に住居を復旧するために要する修繕費</p> <p>1事件につき1回を限度とする。ただし、二次被害やそのおそれ等により、再び転居が必要となった場合は2回までとする。</p>	対象経費の10分の10以内とし、1回当たり20万円を限度とする。

(助成金の支給対象者)

第4条 助成金の支給を受けることができる遺族は、犯罪行為により死亡した者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者又は犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者
- (2) 犯罪被害者の子（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 助成金の支給を受けることができる家族は、犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者又は犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者
- (2) 犯罪被害者の子（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
(助成金の支給制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、助成金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）がある場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合、その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合については、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者等に、当該犯罪行為を教唆し又はほう助する行為や、過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発、その他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為があった場合
- (3) 犯罪被害者等が玉村町暴力団排除条例（平成24年玉村町条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者が当該犯罪行為を容認していたことや、犯罪被害者等と加害者との関係、その他の事情から判断して、助成金を支給することが社会通念上適切ではないと認められる場合
(助成金の申請)

第6条 助成金の支給を受けようとする者は、玉村町犯罪被害者等日常生活支援助成金支給申請書（様式第1号）及び玉村町犯罪被害申告書（様式第2号）により町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を町長が公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 遺族が申請するとき

ア 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日が確認できる書類の写し

イ 犯罪行為が行われたときにおける犯罪被害者及び申請者の住所を証明できる書類

ウ 犯罪被害者と申請者との続柄を証する戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本）その他の地方公共団体の長が発行する証明書

エ 犯罪被害者が申請者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ 対象経費の内容が確認できる書類

カ 対象経費の支払を証明することができる領収書の写し

キ その他町長が必要と認める書類

(2) 犯罪被害者又は家族が申請するとき

ア 犯罪被害による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書

イ 犯罪行為が行われたときにおける犯罪被害者及び申請者の住所を証明できる書類

ウ 家族の申請にあつては、犯罪被害者と申請者との続柄を証する戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本）その他の地方公共団体の長が発行する証明書、犯罪被害者が申請者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

エ 対象経費の内容が確認できる書類

オ 対象経費の支払を証明することができる領収書の写し

カ その他町長が必要と認める書類

(助成金の申請期限)

第7条 前条の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したときは、申請することができない。ただし、申請期限内に申請をしないことについて、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(支給の決定)

第8条 町長は、第6条の規定による申請があったときは、当該申請に係る支給の可否を決定し、玉村町犯罪被害者等日常生活支援助成金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による通知を行うために必要がある場合は、当該犯罪被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者、遺族及び家族の続柄又は居住の実態を調査することができる。

(助成金の請求)

第9条 前条第1項の規定により助成金の支給の決定を受けた者は、玉村町犯罪被害者等日常生活支援助成金支給請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

(助成金の支給時期)

第10条 町長は、前条の規定による請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る助成金を支給するものとする。

(支給決定の取消し等)

第11条 町長は、第6条の規定による申請を行った者が、支給を受ける資格がないと判明したとき、又は偽りその他不正の手段により助成金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、玉村町犯罪被害者等日常生活支援助成金支給決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により決定を取り消した場合において、既に助成金が支給されているときは、当該助成金を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。